

亀山市告示第190号

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第223号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において「低年齢児」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p><u>(3) 2歳児（年度の初日の前日において満2歳の者）</u></p> <p>[2 及び 3 略]</p> <p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第4条 この補助金の交付対象者は、次の要件を満たす民間保育所等とする。</p> <p>(1) <u>次に掲げるア又はイに該当すること。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において「低年齢児」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[2 及び 3 略]</p> <p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第4条 この補助金の交付対象者は、次の要件を満たす民間保育所等とする。</p> <p>(1) <u>前年度の10月1日又は当該年度の4月1日に、入所児童における0、1歳児の割合が、当該民間保育所等の利用定員（幼保連携型認定こども園にあっては、子ども・子育て支援</u></p>

法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たす児童（以下この号において「対象児童」という。）の利用定員に限る。）又は入所児童（幼保連携型認定こども園にあっては、対象児童に限る。）の数のいずれか多い方の1割以上であること。

[アを加える。]

ア 前年度の10月1日又は当該年度の4月1日に、入所児童における0歳児及び1歳児の合計の数の割合が、当該民間保育所等の利用定員（幼保連携型認定こども園にあっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たす児童（以下この号において「対象児童」という。）の利用定員に限る。）又は入所児童（幼保連携型認定こども園にあっては、対象児童に限る。）の数のいずれか多い方の10%以上であること。

イ 前年度の10月1日又は当該年度の4月1日に、入所児童における0歳児、1歳児及び2歳児の合計の数の割合が、当該民間保育所等の利用定員（幼保連携型認定こども園にあっては、対象児童の利

[イを加える。]

用定員に限る。）又は入所児童（
幼保連携型認定こども園にあつて
は、対象児童に限る。）の数のい
ずれか多い方の25%以上である
こと。

[(2) 及び (3) 略]

[(2) 及び (3) 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第1号を次のように改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市民間保育所等低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金の交付から適用する。